

令和7年度 精華町公共的活動総合補償制度のご案内

本制度は、精華町内で、ボランティア活動や地域活動を行う皆さまが、安心して活動を行えるよう、一定の条件を満たす場合、活動中の事故により生じた損害を補償するものです。

1 本制度の特徴

- (1) 保険料は、精華町が負担します。
- (2) 保険期間は、令和7年4月1日午前0時～令和8年4月1日午後4時です。
- (3) 事前の加入手続は不要です（事故発生後に報告書や名簿等を提出いただき、補償対象の条件に適合する場合は、補償金をお支払いします）。

2 対象となる活動、対象者

(1) 対象となる活動

公共的活動：精華町内において、本来の職場を離れて自発的に行われる公共性のある活動であって、次のいずれにも該当するもの

- ① 計画的かつ継続的な活動
- ② 無報酬の活動 ※実費弁償に相当するものは無報酬とみなします。
- ③ 政治・宗教・営利を目的としない活動 ※寺社で行う祭り等は宗教行事とみなします。
- ④ 日帰りの活動
- ⑤ 構成員等の自己啓発、技術向上、競技、趣味、親睦等を主目的としない活動
※スポーツ活動や、団体内部の親睦会、麻雀等の趣味性の強い活動は、補償対象外です。
- ⑥ 学校・幼稚園・保育所の行事ではない活動 ※クラブ活動は学校行事とみなします。
- ⑦ 保育を目的としない活動

(2) 対象者

① 公共的活動団体の **指導者**・**構成員**（町外在住者含む。）

※「公共的活動団体」の要件：① 3人以上の町民（在勤・在学含む。）で構成されている。
② 公共的活動を行うことを主目的としている。

② 町が行う事業であって、公共的活動に準ずるものへの参加者（町外在住者含む。）

※「参加者」には、町や公共的活動団体が行うサービスを利用しているだけの者、見学者、観覧者等は含みません。⇒ **対象外**となる例：祭りの来場者、講演の受講者

対象となる例：スクールヘルパー参加者

※イベント来場者の保険については、別途イベント保険等に加入されてください。



対象となる活動の例や
制度の詳細については、
要綱と Q&A をご覧ください！

3 補償の内容

(1) 賠償責任補償

公共的活動中の不測の事故により、第三者の生命、身体又は財物等に損害を与え法律上の賠償責任を負った場合、以下の補償をします。

補償の種類	補償限度額	免責額（自己負担額）
対人賠償	1名 5,000万円 1事故 1億円	1事故 1万円
対物賠償	1事故 500万円	
受託物賠償	1事故 300万円	

(2) 傷害補償

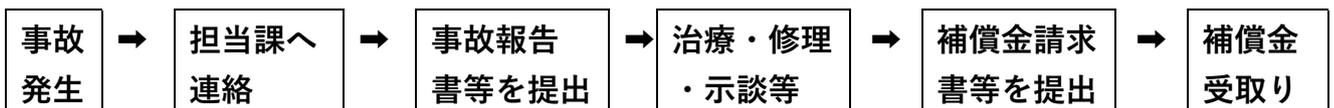
公共的活動中（活動場所と自宅との通常経路における往復途上を含む。）の急激かつ偶然な外来の事故又は熱中症や食中毒で、対象者が死亡し、又は負傷した場合、以下の補償をします。

補償の種類	支給事由	補償額
死亡補償	傷害により、事故日から180日以内に死亡したとき	300万円
後遺障がい補償	傷害により、事故日から180日以内に後遺障がいが生じたとき	9～300万円
入院補償	傷害により、平常の業務・生活ができなくなり、入院したとき	日額3,000円（事故日から180日以内）
通院賠償	傷害により、平常の業務・生活に支障が生じ、通院したとき	日額2,000円（事故日から180日までの間において90日以内）



対象者の故意・重大な過失がある場合、山岳登山やチェーンソーの利用等の危険な活動を行う場合等、補償の対象にならないことがあります。詳しくは、要綱とQ&Aをご覧ください。

4 補償金請求の流れ



問合せ先

【制度内容について】 精華町役場 総務部自治振興課

☎ 0774-95-1934（平日 8:30-17:15）、✉ jichi@town.seika.lg.jp

【事故が起こったとき】 速やかに活動の担当課へご連絡ください。